

2009年8月19日
株式会社日立製作所
執行役会長兼執行役社長 川村 隆
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

「当社子会社である日立マクセルの株式に対する 公開買付けの開始について」の訂正に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、日立)は、2009年7月28日に、日立マクセル株式会社(執行役社長:角田義人/コード番号:6810/以下、日立マクセル)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを「当社子会社である日立マクセルの株式に対する公開買付けの開始について」において公表しましたが、日立マクセルが2009年8月6日付で第64期第1四半期報告書を提出したことおよび日立マクセルが本日付で「剰余金の配当に関するお知らせ」を公表したこと等に伴い、上記「当社子会社である日立マクセルの株式に対する公開買付けの開始について」の内容について下記のとおり訂正しますので、お知らせします。なお、本公開買付けの概要については、末尾をご参照下さい。

記

訂正箇所には下線を付しております。なお、訂正前の文章における「本日」は2009年7月28日を指し、訂正後の文章における「本日」は2009年8月19日を指します。

1. 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

(前 略)

具体的には、日立マクセルが高いマーケットシェアを誇るコンピュータテープや放送用ビデオテープと、日立の情報通信システムグループが注力しているストレージや放送通信機器について、これまでは機器とメディアを両社が別々で開発していましたが、今後、日立マクセルおよび日立が連携し、お互いの専門性を活かしつつ開発リソースを集中させることで、製品開発力のスピードアップやさらなる顧客獲得が期待できるだけでなく、これまで以上に顧客にとって価値ある最適なソリューションの提供が可能と考えられます。また、日立マクセルが注力している光学部品事業の主力製品であるカメラレンズや光ピックアップレンズについても、日立グループが製品化している指静脈認証システム、防犯監視用カメラシステム、車載用カメラ、BD/DVD/CD 全互換ドライブなどと、開発段階から協力することにより他社との差別化を図ることができ、製品競争力強化が期待できます。さらに、日立マクセルの機能性材料事業における粘着テープや粘着技術は、日立グループが展開する自動車分野、エレクトロニクス分野においてさらなる競争力強化が期待できるほか、血液測定器などの医療機器や DNA 解析用のバイオビーズなどのバイオ材料・部材についても、医療分野での相乗効果が発揮でき、新しい市場の開拓が期待できます。加えて、

日立マクセルがこれまでワールドワイドで培ってきた「マクセル」ブランドや販路を活用することにより、日立の民生機器の販売力強化も大いに期待できます。

(中 略)

日立は、このように、日立マクセルと日立グループとの連携強化により日立マクセルの事業基盤および経営基盤を強化することが、日立マクセル、ひいては日立グループ全体の企業価値向上につながるものと考えています。

(訂正後)

(前 略)

具体的には、日立マクセルが高いマーケットシェアを誇るコンピュータテープや放送用ビデオテープと、日立の情報通信システムグループが注力しているストレージや放送通信機器について、これまでは機器とメディアを両社が別々で開発していましたが、今後、日立マクセルおよび日立が連携し、お互いの専門性を活かしつつ開発リソースを集中させることで、製品開発力のスピードアップやさらなる顧客獲得が期待できるだけでなく、これまで以上に顧客にとって価値ある最適なソリューションの提供が可能と考えられます。また、日立マクセルが注力している光学部品事業の主力製品であるカメラレンズや光ピックアップレンズについても、日立グループが製品化している指静脈認証システム、防犯監視用カメラシステム、車載用カメラ、BD/DVD/CD 全互換ドライブなどと、開発段階から協力することにより他社との差別化を図ることができ、製品競争力強化が期待できます。さらに、日立マクセルの機能性材料事業における粘着テープや粘着技術は、日立グループが展開する自動車分野、エレクトロニクス分野においてさらなる競争力強化が期待できるほか、血液測定器などの医療機器や DNA 解析用のバイオビーズなどのバイオ材料・部材についても、医療分野での相乗効果が発揮でき、新しい市場の開拓が期待できます。加えて、日立マクセルがこれまでワールドワイドで培ってきた「マクセル」ブランドや販路を活用することにより、日立グループの民生機器の販売力強化も大いに期待できます。

(中 略)

日立は、このように、日立マクセルと日立グループとの連携強化により日立マクセルの事業基盤および経営基盤を強化することが、日立マクセル、ひいては日立グループ全体の企業価値向上につながるものと考えています。

また、日立マクセル公表の平成 21 年 8 月 19 日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、日立マクセルは、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている日立による日立マクセルの完全子会社化が実施される日が平成 22 年 4 月 1 日以降の日となることを条件に、平成 22 年 3 月期(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。日立マクセル公表の平成 21 年 8 月 19 日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、日立による日立マクセルの完全子会社化が実施される日が平成 22 年 4 月 1 日以降の日となる場合には、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

(前 略)

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定しました。なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、2009年7月24日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(2009年6月25日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,171円(小数点以下四捨五入)に対して48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年4月27日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年1月26日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値920円(小数点以下四捨五入)に対して89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注) 上記執行役社長の決定の日の前日である2009年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立マクセル株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である2009年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(後 略)

(訂正後)

(前 略)

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定しました。なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、2009年7月24日(注1)の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(2009年6月25日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,171円(小数点以下四捨五入)に対して48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年4月27日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年1月26日から2009年7月24日まで)の

普通取引終値の単純平均値 920 円(小数点以下四捨五入)に対して 89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります(注 2)。

(注 1) 上記執行役社長の決定の日の前日である 2009 年 7 月 27 日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立マクセル株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である 2009 年 7 月 24 日を基準としてプレミアムを計算しております。過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(注 2) 上記 2009 年 7 月 27 日の日立グループの事業再編に関する報道およびその翌日である 2009 年 7 月 28 日の日立による本公開買付けに係る公表の後、日立マクセルの株価が上昇し、本日に至るまで、日立マクセルの株価は本買付価格に近接する価格にて推移しております。そのため、本買付価格である 1 株当たり金 1,740 円は、本日の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の 1,728 円に対して、0.7%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(2009 年 7 月 21 日から 2009 年 8 月 19 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,610 円(小数点以下四捨五入)に対して 8.1%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間(2009 年 5 月 20 日から 2009 年 8 月 19 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,293 円(小数点以下四捨五入)に対して 34.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間(2009 年 2 月 20 日から 2009 年 8 月 19 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,059 円(小数点以下四捨五入)に対して 64.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

(後 略)

2. 買付け等の概要

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(訂正前)

(前 略)

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 1,740 円と決定しました。なお、本買付価格である 1 株当たり金 1,740 円は、2009 年 7 月 24 日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の 1,214 円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(2009 年 6 月 25 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,171 円(小数点以下四捨五入)に対して 48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間(2009 年 4 月 27 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,104 円(小数点以下四捨五入)に対して 57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間(2009 年 1 月 26 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 920 円(小数点以下四捨五入)に対して 89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを

それぞれ加えた金額となります。

(注) 上記執行役社長の決定の日の前日である2009年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立マクセルの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である2009年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(訂正後)

(前略)

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立マクセルの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立マクセルの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立マクセルとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定しました。なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、2009年7月24日(注1)の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(2009年6月25日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,171円(小数点以下四捨五入)に対して48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年4月27日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年1月26日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値920円(小数点以下四捨五入)に対して89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります(注2)。

(注1) 上記執行役社長の決定の日の前日である2009年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立マクセルの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である2009年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(注2) 上記2009年7月27日の日立グループの事業再編に関する報道およびその翌日である2009年7月28日の日立による本公開買付けに係る公表の後、日立マクセルの株価が上昇し、本日に至るまで、日立マクセルの株価は本買付価格に近接する価格にて推移しております。そのため、本買付価格である1株当たり金1,740円は、本日の東京証券取引所市場第一部における日立マクセルの普通株式の普通取引終値の1,728円に対して、0.7%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(2009年7月21日から2009年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,610円(小数点以下四捨五入)に対して8.1%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年5月20日から2009年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,293円(小数点以下四捨五入)に対して34.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年2月20日から2009年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,059円(小数点以下四捨五入)に対して64.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,929,356株	一株	一株

(中 略)

(注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより日立が取得する日立マクセルの株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、日立マクセルが2009年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株)から、本日現在において日立が保有する日立マクセル株式の数(51,132,131株)および同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立マクセルが保有する自己株式の数(3,470,646株)の合計数を控除した日立マクセル株式の数(44,929,356株)になります。

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,928,859株	一株	一株

(中 略)

(注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより日立が取得する日立マクセルの株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、日立マクセルが2009年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書に記載された2009年6月30日現在の日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株)から、本日現在において日立が保有する日立マクセル株式の数(51,132,131株)および同四半期報告書に記載された2009年6月30日現在において日立マクセルが保有する自己株式の数(3,471,143株)の合計数を控除した日立マクセル株式の数(44,928,859株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	511,321 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.25%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	449,293 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	960,161 個	

(中 略)

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在日立が把握している分の各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、法)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、府令)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,929,356株)に係る議決権の数を記載しています。

(中 略)

(注5) 「対象者の総株主の議決権の数」は、日立マクセルが2009年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、日立マクセルの発行している全ての株式(ただし、日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株)から、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立マクセルが保有する自己株式の数(3,470,646株)を控除した日立マクセル株式の数

(96,061,487株)に係る議決権の数(960,614個)を分母として計算しています。

(後 略)

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	511,321 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.25%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	449,288 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	960,161 個	

(中 略)

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、法)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、府令)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,928,859株)に係る議決権の数を記載しています。

(中 略)

(注5)「対象者の総株主の議決権の数」は、日立マクセルが2009年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書に記載された2009年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、日立マクセルの発行している全ての株式(ただし、日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された2009年6月30日現在の日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株)から、同四半期報告書に記載された2009年6月30日現在において日立マクセルが保有する自己株式の数(3,471,143株)を控除した日立マクセル株式の数(96,060,990株)に係る議決権の数(960,609個)を分母として計算しています。

(後 略)

(7) 買付代金

(訂正前)

金 78,177 百万円

(注)買付代金には、買付予定数(44,929,356株)に1株当たりの買付価格(金1,740円)を乗じた金額を記載しています。

(訂正後)

金 78,176 百万円

(注)買付代金には、買付予定数(44,928,859株)に1株当たりの買付価格(金1,740円)を乗じた金額を記載しています。

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(訂正前)

(前 略)

- ② 日立マクセルは、本日、東京証券取引所および大阪証券取引所において、「期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しています。当該公表の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、日立マクセルが公表した内容を一部抜粋したものであり、日立はその正確性および真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

(i)修正の理由

日立マクセルによれば、本日発表の日立による日立マクセル株式の公開買付け等により、期末配当予想に変更が生じる可能性が考えられるため、未定としたとのことです。

(ii)修正の内容

基 準 日	1 株 当 た り の 配 当 金 (円)		
	第 2 四 半 期 末	期 末	年 間
前 回 予 想 (平成21年4月27日発表)	10円	10円	20円
今 回 修 正 予 想	10円	(未定)	(未定)
当 期 実 績	二	二	二
前 期 実 績 (平成21年3月期)	10円	10円	20円

(訂正後)

(前 略)

- ② 日立マクセル公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、日立マクセルは、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている日立による日立マクセルの完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となることを条件に、平成22年3月期(平成21年4月1日～平成22年3月31日)の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。日立マクセル公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、日立による日立マクセルの完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となる場合には、平成22年3月31日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。

(ご参考)本公開買付けの概要

1. 対象者名

日立マクセル株式会社

2. 買付け等の期間(届出当初の買付け等の期間)

2009年8月20日(木曜日)から2009年10月8日(木曜日)まで(33営業日)

3. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,740円

4. 買付予定の株券等の数(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,928,859株	一株	一株

(注)本公開買付けの詳細は、2009年7月28日公表の当社ニュースリリース「当社子会社である日立マクセルの株式に対する公開買付けの開始について」および本ニュースリリースに記載のとおりです。

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-770-241 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~18:00(平日のみ)

(開設期間:2009年7月28日~10月16日)

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における日立の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、日立が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 製品需給の変動(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する日立および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の急激な変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格変動に対応する当社および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 日立、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境
- ・ 日本の株式相場変動

<その他の注意事項>

- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項または第14条(d)項および同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続および基準に沿ったものではありません。本ニュースリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、日立が米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利および請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社およびその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
